

令和4年度第2回さいたま市発達障害者支援地域協議会会議録

日時：令和5年3月14日（火）15:00～16:40

会場：オンライン会議

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - 発達障害児者及び家族等支援事業の報告について
 - 潤いファイル使い方ガイドブックについて
 - その他
3. 閉 会

配布資料

- ・ 令和4年度第2回さいたま市発達障害者支援地域協議会次第
- ・ 令和4年度さいたま市発達障害者支援地域協議会委員名簿
- ・ 資料1 「令和4年度発達障害児者及び家族等支援事業について」
- ・ 資料2 「潤いファイル使い方ガイドブック（確定案）」
- ・ 資料3 「チラシ「潤いファイルが新しくなりました」」
- ・ 発達障害者支援センター報告資料（「発達障害者支援センターの事業について」）
- ・ 参考資料1 「発達障害に困りごとのある子どもの相談先について」
- ・ 参考資料2 「さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果（速報版）」
- ・ 参考資料3 「さいたま市発達障害者支援地域協議会設置要綱」
- ・ 令和4年度第2回さいたま市発達障害者支援地域協議会意見シート

出席者

委 員・・・葉石委員、西村委員、関根委員、小島委員、竹田委員、長谷部委員、田村委員、
黒田委員、清水委員、小峯委員、宇土委員、石井委員、熊谷代理委員
事 務 局・・・障害政策課職員、障害者総合支援センター職員
欠 席・・・なし

1 開 会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、開始させていただきたいと存じます。

本日は、皆さま大変お忙しい中、令和4年度第2回さいたま市発達障害者支援地域協議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

オンラインでの開催のため、通信状況などにより、御不便をお掛けすることがあるかもしれませんが、何卒御容赦いただけますと幸いです。

それでは、本日の委員の皆さまの出席状況についてですが、オンラインでの出席委員が13名、書面での出席がございません。欠席もございません。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。本日お配りしております資

料は、10点ございます。

- ① 令和4年度第2回さいたま市発達障害者支援地域協議会 次第
- ② 令和4年度さいたま市発達障害者支援地域協議会 委員名簿
- ③ 資料1 令和4年度発達障害児者及び家族等支援事業について
- ④ 資料2 潤いファイル使い方ガイドブック（確定版）
- ⑤ 資料3 チラシ「潤いファイルが新しくなりました」
- ⑥ 発達障害者支援センター報告資料（「発達障害者支援センターの事業について」）
- ⑦ 参考資料1 発達に困りごとのある子どもの相談先について
- ⑧ 参考資料2 「さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果（速報版）」
- ⑨ 参考資料3 「さいたま市発達障害者支援地域協議会設置要綱」
- ⑩ 令和4年度第2回発達障害者支援地域協議会意見シート

以上10点でございます。皆さま、不足等ございませんでしょうか。

なお、第1回協議会において、西村委員より御質問のありました、発達に困りごとのある子どもの相談先については、参考資料1を用いて議題(3)その他で御説明させていただきます。

次に、会議の公開についてお断りを申し上げます。

本協議会につきましては、さいたま市情報公開条例第23条の規定によりまして原則公開することと規定されております。

つきましては、本日、傍聴を希望する3名の方がこのオンライン上にお越しでございますので、傍聴を許可することの御了解をお願いいたします。

（異議なしの声）

ここで、皆さまにお願いがございます。

本日は、多くの方にオンラインで御参加いただいておりますので、御自身が発言をする時以外は、ミュートにさせていただくようお願いいたします。会議の進行上、事務局にて、ミュートの設定・解除をさせていただきますこととございますので、御了承ください。

また、御発言いただく際は、実際に挙手していただく又は挙手ボタンを押すなどしたうえ、会長からの指名後に御発言ください。その際、どなたが発言されたか分かるように、お名前を仰っていただけると幸いです。

それでは、ただ今より令和4年度第2回さいたま市発達障害者支援地域協議会を開会させていただきます。ここからの議事進行につきましては、葉石会長をお願いしたいと存じますので、よろしく申し上げます。

（葉石会長）

それでは、さっそくですが、次第に沿いまして議事の進行をさせていただきたいと思っております。

まず、議題1、「令和4年度発達障害児者及び家族等支援事業について」事務局より御説明ください。

2 議 題

【議題1】令和4年度発達障害児者及び家族等支援事業について

（事務局）

それでは、議題1「令和4年度発達障害児者及び家族等支援事業」について、御説明させていただきます。お手元の、資料1を御覧ください。

まず、「1. 概要」ですが、本市では、平成24年度から、埼玉県と連携し、埼玉県自閉症協会へ業務委託をいたしまして、「発達障害児者及び家族等支援事業」を実施しております。

主な事業の内容でございますが、①「ペアレント・メンターの養成」及び②「ペアレント・メンターによる交流・相談事業の実施」を行っております。

次に、「2. ペアレント・メンターとは」でございますが、ペアレント・メンターとは、発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、傾聴・共感の姿勢をもって話を聞いたり、情報提供を行うことで、親達の精神的な支えとなり、適切な支援機関へ繋ぐといった役割が期待されているところでございます。

次に、「3. ペアレント・メンターによる支援の特徴」ですが、まず、同じ親という立場での支援だからこそ、相談する親に共感し、寄り添うことができるという点がございます。

また、実際の経験から得た知識や、実際に御自身が利用したサービスなどに関する、いわゆる「クチコミ情報」などの情報を、相談者に直接伝えることができるという点がございます。

一方で、メンターは、発達障害者支援の専門家ではありませんので、必ずしも、相談者が抱えている問題を解決できるとは限りません。

また、発達障害のある子どもの特性や、その親を取り巻く環境や背景は、それぞれ大きく異なりますので、目の前のメンターが、そのまま相談者のお手本になるということではありません。

しかしながら、同じ境遇を経験してきた親だからこそできる共感や、寄り添う言葉がけは、相談者の心理的負担の軽減に寄与しているものであると考えております。

続きまして、下段、「4.ペアレント・メンターの養成」でございます。新規のペアレント・メンターを令和元年度までは、養成していましたが、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により新規養成を中止し、フォローアップ研修を強化することとしておりました。

しかし、今年度については、養成研修を実施することができました。最終回には感染予防対策を講じながら、対面でのロールプレイも実施しております。

今年度までに養成してきたペアレント・メンターは、埼玉県全体で125名、そのうち、さいたま市在住の方は、23名となっております。

次に、2ページ上段、フォローアップ講座についてですが、今年度は基礎講座合同開催を含め5回の研修会を行いました。講座は全てZoomを利用したオンライン形式で実施しております。支援機関等に所属する専門家の先生の御協力のもと、メンターとしての役割や、発達障害に関する知識のブラッシュアップに特化した内容として実施しております。オンラインでの開催でしたが、講師の先生方や埼玉県自閉症協会様に工夫をしていただき、ロールプレイ等、実践を見据えたものとなっております。

次に、3ページ上段、「5.公開講座」でございます。こちらは、ペアレント・メンター養成研修の一環として実施しているものでございますが、発達障害に関する基礎知識を学ぶ場として、広く一般市民の方にも提供したほうがよいのではないかと考え、公開講座として実施しております。

こちらは一昨年度、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっておりますが、令和元年度の開催では、当時、横浜市総合リハビリテーションセンターにて発達精神科医をされていた、原 郁子（はら いくこ）氏を講師にお招きし、105名の方に御参加いただきました。

続きまして、「6.ペアレントメンターによる発達障害オンライン講座」でございます。こちらの交流・相談事業につきましても、全てZoomを利用したオンライン形式で実施しております。

内容については、資料3ページ、下段を御覧ください。

今年度は、「ことば」や「こだわり」といったテーマ別に、ペアレントメンターが全体向けに話をする「話題提供+プチ交流会」のほか、小グループに分かれて悩みごとを共有するなどの「交流会」を合計9回開催いたしました。

話題提供の回では、さいたま市在住の方で最大12名、交流会では最大7名の保護者に御参加いただき、全9回で延べ67名の方に御参加いただきました。

御参加いただいた方のアンケート結果については、4ページに掲載がございます。

参加者からは、「実際子育てされた方の話には具体性があるって分かりやすい。」「自分だけじゃないんだと思えることが、とても心を強くさせてくれます。」といった御意見がありました。

一昨年度から新型コロナウイルスの影響により事業をオンラインを活用して運営していますが、次年度以降の開催方法については、現在、本事業を受託していただいております埼玉県自閉症協会をはじめ、埼玉県とともに検討中でございます。

御参加いただいた方の満足度は総じて高く、本市といたしましては、皆さまの御意見をいただきながら、引き続き、埼玉県と連携して、本事業に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（葉石会長）

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局の報告について、何か御意見、御質問などはございますでしょうか。

いかがでしょうか。

ペアレントメンターの養成、それから交流相談事業、養成の方が再開されたということで、交流方法もオンラインから今後どうしていくかということについて検討中ということでした。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では、よろしいようでしたら、議題1については以上といたします。

続きまして議題の2「潤いファイル使い方ガイドブックについて」事務局より御説明をお願いします。

【議題2】潤いファイル使い方ガイドブックについて
(事務局)

それでは、議題2「潤いファイル使い方ガイドブック」について、御説明させていただきます。

潤いファイルにつきましては、昨年度から2年間かけて潤いファイルそのものの改定とガイドブックの作成をまいりました。改訂版については、昨年9月に委員の皆さまにお知らせをしました通り確定し、この3月から配布を開始したところでございます。御協力を賜り、ありがとうございました。

本日、お手元にお配りしております、資料3「潤いファイルが新しくなりました」というチラシにつきましては、旧潤いファイルを御利用中の方に向けて作成、配布しているお知らせです。旧潤いファイルを御利用中の方でも、従来のものを引き続き利用できること、新しい潤いファイルの中身を気に入っていただけるようであれば、市ホームページからダウンロードしていただき、御利用していただけることなどをお知らせしています。

本日は、改訂版の潤いファイルを多くの方に活用いただくために、かねてから作成しておりました「潤いファイル使い方ガイドブック」について、その内容を決定していきたいと存じます。

昨年8月に行いました第1回協議会においていただいた意見を反映したガイドブックにつきまして、昨年11月に追加の意見照会を委員の皆さま及び庁内関係課に行いました。本日は、その際に出た意見を反映したものとしてお作りしています。本日の協議会をもって、ガイドブックの内容を確定していきたいというふうに思っています。

それでは、資料2「潤いファイル使い方ガイドブック（確定案）」を御覧ください。画面にも共有しておりますが、資料中、赤字で記載しているところが、皆さまからの意見に基づき修正を行ったところでございます。

本日は代表的な修正点について御説明いたします。

まず、資料1ページ四角囲みのところになります。

ガイドブックの説明として、潤いファイルの目的である、本人の成長に合わせた、一貫した支援のためという文言を記載いたしました。1行目のところですね。

修正前には、潤いファイルを使用する場面として、特別な支援を必要とする方の支援において、という表現を用いておりましたが、ガイドブックにつきましては、当事者の方、支援者の方、様々な立場の方が利用する中で、こういった表現が当事者にとって抵抗感があるのではないかとといった御意見があったものです。

続いて資料4ページ、表の下の部分ですが、「おおすすめの活用方法」という項目を追加しました。潤いファイルを使って、具体的にどのように情報を共有したら良いのかが分からないのではないかとといった御意見をいただきまして、主に学年や進学時を例に使用するシートを例示した御案内を追記しています。

なお、引継ぎ先の機関や年代、その方の障害特性などにより、御本人や家族が伝えたいこと、あるいは支援機関が知りたいことは多岐にわたるものと考えています。ここで詳細な例示をしまい、そのことで情報共有が狭まってしまてはいけないという懸念がありましたので、当事者同士での話し合いをしてもらうことを前提とした注釈を※のところに入れていきます。

次に資料7ページ、8ページ、ここについては同様の内容についてですが、ノーマクんの吹き出しに、「御家族のみでの記入が難しい場合、サポートをお願いします。」といった1文を追加しています。

幼稚園保育園の先生とあと学校の先生に向けたところのページですね。

本人や家族だけで各シートを作成していくというところは難しいのではないかとという御意見をいただきまして、それぞれのページの1番上、「基本的なルール」にも記載はしていますが、より強調するため、吹き出しにも記載をしているところです。

続いて、記載例の修正についてですが、資料14ページを御覧ください。

【保育・教育歴】に関するプロフィールです。右側の吹き出しを新しく追加しました。通級指導教室を利用している場合の記載方法を追加したものです。

次に資料19ページ、「年表」の記載例です。新たに吹き出し部分を追加しました。年表については、1歳刻みで記載する方法と、障害の診断や進学、就職など大きな出来事があった場合に記載する方法といくつかあるものと考えております。使い始める年齢によっても年表の記載方法は異なっ

てくるかと思いますので、御利用になる本人や家族が書きやすいよう、書き方のポイントとして説明を追記いたしました。

修正をした主な箇所としては以上となります。

なお、今回いただいた御意見の中には、潤いファイルそのものへの更なる変更の御意見も多くいただきました。

また、ガイドブックの修正に合わせて、潤いファイルも手を加えなければならないものも多くありました。現段階で、改訂版の潤いファイルを確定しているため、今回そういった御意見に添えられなかったことにつきまして大変申し訳ございません。

潤いファイルについては、改訂版を新しくリリースしたところでございますので、この利用の状況を見ながら、今後、振り返りが必要であるものと考えております。その際に、必要な改訂を行っていくことも検討しようと思っておりますので、御了承いただけますようお願いいたします。

また、本日御説明いたしました潤いファイル使い方ガイドブックについては、これまで委員の皆さまに御意見をいただく機会をいくつかいただき、様々な御意見を盛り込んだ内容となっております。差支えがなければ、これにて確定をいたしまして、新年度まで、今月中に公開開始とすることについて、御意見を賜りたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(葉石会長)

はい、ありがとうございました。事務局から御説明いただきましたけれども、何か御意見・御質問などございますでしょうか。

確定版の最終確認というところですね。いかがでしょうか。

はい、桜区障害者生活支援センターさくらとびあ長谷部さんお願いいたします。

(長谷部委員)

はい、すみません。桜区の障害者生活支援センターさくらとびあの長谷部と申します。

よろしくお願いいたします。

ガイドブックについては、この確定案でいいのかなって思うんですけども、私としての意見としては、潤いファイルの周知方法になります。

潤いファイルなんですけれども、障害のある方々のライフステージでも定着するには、潤いファイルの存在自体を、学校や福祉サービス事業所が、知っていることが大切だと思います。

ただ福祉サービス事業所ではまだまだその存在自体を知らないこともあるため、周知する方法としては、例えば毎年5月ぐらいに行われる事業者向けの集団指導などで周知するなどの取り組みをしてみても良いのかなと思いました。

以上です。

(葉石会長)

はい、ありがとうございました。

潤いファイルそのものの周知に関する御意見ということですが、事務局からいかがでしょうか。何かありますでしょうか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

潤いファイルの存在自体を周知していく点については、今回のガイドブックを使いながら次のステップとして非常に重要なものと考えております。

今御意見をいただいた、集団指導につきましては、当課の方でもコマを1コマ持っておりますので、その中でお話をさせていただくということで、貴重な御提案ありがとうございます。

今後検討をしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

(葉石会長)

はい。

ありがとうございます。

長谷部委員よろしいでしょうか。

(長谷部委員)

はい、よろしくお願いします。

(葉石会長)

はい、他にはいかがでしょうか。

色々な立場から、この使い方ガイドブックについて御覧いただいて、いろいろ御意見を出していただいたところなわけですね。これから新しいものを実際使い始めた方々からの御意見というのもまた次第に集まってくるのかと思います。それに合わせてまた、これでおしまいということではなくて、修正というものを折を見て繰り返していくということかと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、それでは、こちらについて、特に他に御意見ないようでしたら、以上としたいと思います。ありがとうございました。

それでは続きましてその他といたしまして事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。その他といたしまして、障害政策課から「発達に困りごとのある子どもの相談先」について、「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートについて」発達障害者支援センターから、事業の報告の3件を報告させていただきます。

(事務局)

それでは、「発達に困りごとのある子どもの相談先」についてということで、参考資料1として御提示させていただいているところでございます。

まず、第1回協議会において、西村委員より御質問のありました相談先及び相談ルートについてということで、庁内関係機関であります、こころの健康センター、幼児政策課、保育課、子ども家庭総合センター総務課、地域保健支援課、特別支援教育室へ実際に伺い、どのような対応をしているのか聞き取りを行いました。聞き取り後、当課で結果をまとめたものが、参考資料1となります。

簡単に資料の説明をさせていただきますと、実際の相談現場では、相談内容も多岐にわたるため、必ずしも乳幼児期や学齢期の図のようなきれいな形を辿るわけではありません。各機関が連携し相互のやり取りが必要となることも多くあるため、本人や保護者を中心に関係する機関について記載をしているところです。

学齢期の図において、相談先に番号をふっておりますが、個々のケースにより相談先に前後が生じたり、それぞれの相談先を行ったり来たりする場合もございます。

また、このような相談があった場合にどこに相談していいかわからないという場合を想定し、相談内容から相談先を選択できるよう相談先リストを作成しております。

本市といたしましても、様々な部署で発達に関するお子さんの相談を承っているところですが、現実的には西村委員の仰る通り、行政機関ではなく、医療機関で相談をされている親御さんも沢山いらっしゃるものと思います。

今回、庁内各部署にヒアリングを行った結果、継続的に相談を受けている場合につきましては、医療機関へは丁寧に繋ぐようにしていると言った部署が多くございました。しかしながら、例えば、発達障害などを受容するまでの親御さんの気持ちを察するに、様々な相談機関に相談をするなど、1か所で継続的に相談を承ることができない場合も多くあるのではないかと考えております。そういった場合は行政機関としても丁寧に医療機関へ繋ぐことが難しく、西村委員の御指摘のような場合も、医療機関で相談というようなことで、長らく相談時間をとってしまったりといったこともあるのかなと考え、そういった事例が生じていることなども考えています。

こちらにもあります通り、困りごとに対応するような形で、相談機関がございしますが、なかなかうまくキャッチできなかったり、繋がらなかったりといったところもあるので、そういったところは横串を刺すような連携も必要なのかなと感じているところでございます。

なお、第1回の協議会の中で、療育センターひまわりやさくら草の先生等や保健師が、幼稚園や保育園を訪問し、様子を見に行くことはあるのかとの御質問もいただいておりますが、こちらについても確認を行い、現在も実施しているとの回答を得ております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(葉石会長)

はい、ありがとうございました。困りごとのあるこどもの相談先について、お調べいただいた内容について、事務局から御説明いただきました。只今の説明について、何か御意見・御質問などございますでしょうか。

はい。

西村委員お願いいたします。

(西村委員)

詳しい図表をありがとうございました。

ただ、まず乳幼児期ですけど、普通本人、保護者、本人というか、保護者の方ですよ、この困られるのは。この方がまず相談するところっていうのは医療機関か保育園や幼稚園だと思うんですけど。

その後、どうなってるのかっていうのと、保育園や幼稚園で困った時にじゃあ次に相談先はどこなんですかこの中で、各区の支援課ってのが出てますけどこの支援課にいきなり保育園や何かから相談で、回るってあるんですか。

(葉石会長)

医療機関、保育所、幼稚園での相談を受けた後、どういったようなところに繋がるのかというようにことなんですけれども。なかなか多様な状況に応じた、決まったルートがあるわけではないということではありましたが、いかがでしょうか。

こちらの図の方を見ながらの御質問だったかと思しますので、ちょっとこちらを交えて少し御説明いただくとよろしいかと思っております。

(事務局)

はい。

御指摘の通りこちらにあるのが1つの例示となっております、どこに相談に行くというルートが決まっているような王道があるわけではない状況がございまして、その方の困りごとによって相談先に行くことになると思います。

なので、例えば放課後等デイサービスを利用したいということになれば、相談支援機関。セルフプランであれば支援課であるとか、そのニーズによって行く先が変わってしまっている現状はあるのかなと思っております。

そのため、図として示しづらいところもありましたが、そういった形で様々リンクしながら相談をしていくというようなことで、図を作らせていただいたところになります。

(西村委員)

ありがとうございました。

ただですね、図を作っていただくのはいいんですけど、あちこちバラバラになってると困るのは親ですよ。

親がこれ見て、じゃあどこ行ったらいいんだっていう形になると思いますよ。

支援課自体が、何かされてるんですか普通。

どのくらいの相談件数が1年間に各区の支援課に行ってるんですか。

(葉石会長)

はい、ありがとうございます。

特に今の話は、乳幼児期の話だということだと思いますが、その時期の相談に関して、各支援課というものがどれだけ相談を受け付けている実績があるかというようなこと分かりますでしょうか。

(事務局)

はい、事務局です。

相談件数のような具体的なところではないのですが、区役所の支援課の児童の係にいた経験がありまして、その経験の中からお話させていただくのですが、まず先ほどの保育園などが困ってしまった時にどう相談をしていくかとなりますと、日頃割と区役所の支援課と保育園は、入所の関係で

かなり密に連絡をとっているところがありまして、入所した子どもとかちょっと発達の遅れがということも相談としてお受けすることが多くあります。そうすると保育課であったり、施設の種別によっては幼児政策課の方になるのですが、巡回保育相談という専門の先生が園の方に行って、先生方にアドバイスするという制度があり、本庁の保育課、幼児政策課の方を御案内したりとかというようなどころがあります。

また家庭児童相談室というのが区役所の支援課にあるのですが、言葉の相談であったりとか、発達のところから幅広く相談を受けている中で、割と保健センターを離れたくらいの年齢のお子さんが学校に馴染めないであるとか、不登校気味になっているというところも含めて発達の相談というところはあったかと思えます。

それが統計的に件数がどれくらいというところがお伝え出来なくて申し訳ないのですが、実務上はそういう形であったかと思えます。

(葉石委員)

ありがとうございます。
いかがでしょうか、はい。

(西村委員)

いいんですけれど、要するに親が困った時にまず今、学校はもうちょっと後に置いといていただいて、保育園や何かで困った場合に、保育園と相談しますよね。

後は近くの医療機関に行くとか、保健センターとか、後さっきお話があったひまわりやさくら草から、巡回に来ていただけるのはいいんですけど、前から話が出てるように、どうしても人数的に無理だからそうそうには行けなくてかなり時間がかかる。

それで普通の保健センターから保健師が行ったりしたっていう事例もあるんですけど、やっぱりそれはひまわりや何かから来るのと、やっぱりレベルが違ってくるので、その辺も、もう少し考えて、今大体どのくらい困りごと、保育園や幼稚園が持つてるかっていうのも、考えた上でどうしていかっていうのをもう1度見直してもらわないと、これいっぱいあるように見えますけれど、でもいっぱいあっても親は、じゃあ支援課にいきなり電話しませんよね。

今の話でも、保育園から行っていくような形になるので、親が困ってる、困ってる親達をどう助けるかっていうのをもう1回、できれば見直していただければなと思えます。

そして、その次に学校。今一番困るのが学校なんですけれど、学校の方こそ具体的に、担任がって言ってますけど、担任と親が意見が合わないっていうことも多々あって、その場合に、本来は教頭とか、学年主任や何かが出てくることになっているはずですけど、その辺がちょっと見えないのと、スクールカウンセラーその他にも行ってるんでしょうけれど、その人達がどのくらい役割をしているのか。後は他の政令指定都市みたいに心理士が定期的に回って、いろいろチェックするような政令指定都市もありますけど、そういったことや何かも含めてやれないのかということ。

あと1番困るのは紹介先がないことですね、ひまわりやさくら草は、一応小学校入る前までの人達っていうふうになっちゃってるので。

小学校では発達障害その他っていうことで、困った人達を具体的にじゃあどこに紹介すればいいように、さいたま市は考えられていますか。

(葉石会長)

はい。
ありがとうございます。
2つありましたので今ちょっと質問が直接あったのは学童期の話かと思えますが。

(西村委員)

そうですね。

(葉石会長)

はい。
いかがでしょうか。

保護者が学校に対して何か相談を持ちかけるというようなことがあった場合の、相談ルートに関することですね。

(事務局)

はい、事務局です。

今ここで明確に御指摘の内容についてお答えができなくて、申し訳ありませんが、確かにひまわりのような機関が、学校に進学すると紹介先がないというところも、仰る通りだと思います。

また、心理士の巡回等を実施する政令市の事例を、知らなかったものですから、こちら確認させていただきたいと思います。

そういった紹介先がない中で、相談を受ける側としてどういった困りごとがあるのかといった点に着目したヒアリングが、今回メインになってしまったところもありましたので、そういった部分では相談先リストとして、困りごとが何なのかという視点でのリストを作成いたしました。

漠とした困りごとであるとか不安もあろうかと思いますが、そういった個別具体的な困りごとがあった場合のリストを1ページ目に作っております。

こういったところに繋がっていくと、継続的に相談が受けられるのではないかなと考えているところです。

(葉石会長)

はい。

後ちょっと急で申し訳ないですけども、教育委員会からの御出席もいただいておりますけれども、何か補足して付け加えていただけるようなところはございませんでしょうか。

(熊谷代理委員)

はい。

特別支援教育室の、今日、補佐の代理で出ております熊谷と申します。

教育委員会は直接問い合わせいただくこととかもあるんですけど、ただ、各校に特別支援教育コーディネーターを必ず置くことになっておりますので、校内での特別支援の調整役に回ったりとか、あと、市としてネットワーク連携協議会っていうのがありまして、その学校で困ったときに、相談いただいて、例えば該当の特別支援学校の先生に訪問いただいたりとか、関係課室と繋いでいったりとかいうようなことはしております。

以上です。

(葉石会長)

はい。

ありがとうございました。

今、ネットワーク連携協議会の名前が出たところなんですけれども。

こちらで事務局の方でお調べいただいた中には、その名前というのは出てないかと思います。

これは学校から直接繋がる相談のシステムだというふうな理解でよろしいでしょうか。

ちょっともし、教えていただけたところがあれば、ちょうどいい機会ですので、委員の皆さんに少し御紹介いただけたらありがたいと思います。

(熊谷代理委員)

はい。

学校で困っているお子さんがいた時に、専門家の派遣を依頼したいっていうことで、相談いただきまして、ネットワーク連携協議会の委員の中に、例えば肢体不自由のお子さんがいたら肢体不自由の特別支援学校の先生を派遣するとか、もう少し専門性の高い方を派遣して、その支援に繋げていくっていうような形でネットワーク連携協議会という仕組みがございます。簡単ですが。

(葉石会長)

すみません、色々申し訳ないのですが、せっかくの機会なので。

先ほども少し話題になったと思うんですが、ちょっともやもやとした相談事っていうようなレベルのことで、比較的ニーズがはっきりしているというような場合で、今のネットワーク連携協議会の関わりっていうものは、違うのではないかなというふうに思うんですが、ちょっとその最初の時点で、これはどうなのかなっていうような、保護者の疑問に対応するというところでは連携協議会っていうところまではいきませんよね、きっと。

そうするとちょっと西村先生の御質問の中身として、最初のところで、これはどういうふうにしていったらいいんだろうかっていうようなことについて保護者も迷いがある時点での相談とかいうようなことになると、これはコーディネーターが中心となって、学内で学校内での処理していくというようなところが、まず最初というような形でしょうかね。

(熊谷代理委員)

はい。あと、校内でケース会議を開いて、例えばその対象の困ってるっていう相談があったお子さんを、どこに繋いだらいいとか、どのような支援ができるかっていう会議を開いて、その方向性を考えていくっていうようなことが考えられます。

(葉石会長)

それはいわゆるコーディネーターを中心に、或いは管理職の方を中心にした校内委員会というものでよろしいんでしょうかね。

そういったところで、そのニーズに応じた相談先の検討などを行っているというようなところですかね。

(葉石会長)

西村委員お願いいたします。

(西村委員)

ぜひ、折角そうやっているのであれば、親にちゃんと伝わるようにしていただいでですね、親がそれで動けるようにしていただかないと、結局折角学校側もやってるのに、伝わってなくて、医療機関の名簿を調べて、ここなら聞いてくれそうっていうふうに電話してくるっていうことがなくなるでしょうし、近い学校ならいいんですけど、全く知らないような遠い学校だと、事情が全然分からないので、こちらも助言がしづらいんですよ。

だからぜひ、学校内でそういったことがあった場合は、学校内である程度完結できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしくお願ひします。

(葉石会長)

はい。

ありがとうございました。

他いかがでしょうか。

はい、お願ひいたします。

(西村委員)

続けてすみません、ちょっと2～3お伺ひしたいんですけど。

ちょっと少しずれるかもしれないんですけど、さいたま市の方では、(乳幼児)健診が全部個別なんですけど、今度3歳児健診の方を、眼科のスクリーンビジョンって、要するに機械を持ってないクリニックは、3歳児健診やらせないということで、我々抜けるような形になって、現在でも医師会には所属している健診をやっているところの半数が、抜けるような形になると思うんですけど。

それは、保健所のほうとしては、そういう形でもよろしいんですかっていうのを1つ聞きたいのと、あともう1つはさくら草ひまわり学園を卒業するにあたって、先生方の方で、小峯先生はそういうことはないと思うんですけど、その後、もう診れないからって言って、どこか自分が行きたいところを探してっていうようなことを言わずに、責任を持ってその先をちゃんと紹介していただきたいなっていう方がいらっしゃるの。

是非その2点、ちょっとお伺ひしたいなと思ったんでお願ひします。

(葉石会長)

はい。

健診についての御質問ということなんですが、どちらからか御回答いただけますでしょうかね。

(清水委員)

保健所の地域保健支援課の方から、お話をさせていただければと思います。

(葉石会長)

よろしく願いいたします。

(清水委員)

西村先生いつも健診など、色々とお世話になっております。

来年度から3歳児健診の方に機器を用いた屈折検査、ということで、新しく1つ項目が加わることにさせていただいています。

この点については、既に機器をお持ちの先生方には、その場で健診、個別健診のところでやっていただいて、もしお持ちでなければ、市の方が実施する集団検診を御案内いただいて、そこで検査をするっていう形で、受診する3歳児のお子さん達が、皆さんのそういった機会が得られるようにということで、2つの方法がとれるような形で、健診の体制を整えていければということで、医師会からの代表の先生方に御出席いただいた検討会議の方でも御相談させていただいて、今回そのような形で進めていくことになりましたので、どうぞ御協力をよろしく願いいたします。

(葉石会長)

はい。

ありがとうございました。

(西村委員)

すみません、その件ですけどそれは1～2年の話ですよ。

3年後ぐらいにはもう持ってないところは、やらせないっていう話で。

別に構わないんですけど、我々別に目の専門家じゃないですし、あれ、国の方は、市町村には半額の補助を出してやらせようとしているけど、さいたま市の方はクリニックには全額自分で買ってやりなさいと。

しかも、それをじゃあ回収できる手だてがあるのかっていう、ないような状況で押し付けてきていますけど、そういったことをして、私別に3歳児健診もうそこからやりませんが、ある程度の発達や何かを見なきゃいけない3歳児健診を我々が見なくていいのであれば、それで構わないですけど、こういう機会だから1回もう個別じゃなくて、集団でやるとか色々やった方が、もう1回見直された方がいいんじゃないんですか。

個々の1つ1つのそういう何か厚生労働省が言ったからそれに合わせて何かやろうっていうんじゃないで、さいたま市全体の健診や何かの制度自体も、あちこち今もう溢れちゃって、皆さん、かなり親御さん健診をやるのに苦労されてるんですよ。

なかなか順番が取れないということで。

そういった意味も含めて全部見直された方がいいと思います。

こちらからある区の保健師さんにすぐ連絡してくれっていうふうに回しても、3ヶ月も経ってから電話しているようだと、親の方も連絡が来るはずなのにこないからって自分から保健所に電話し、保健センターに電話したりとか色々なっているの、もうちょっと全体を見直した上でそういったのを変えていただけないでしょうかね。

すみません。よろしく願いします。

(葉石会長)

はい。

(西村委員)

すみません。

ちょっと話がずれてしまって申し訳ありません。

(清水委員)

はい。

ちょっと細かいことは省略させていただくところもありますけれども、3歳児健診についての集団検査の部分も、先生方の体制など市全体的なところを考えて、集団検査をどのくらい続けてくか

っていうのは、また、先生方と御相談させていただきながら、平行で続けて実施することが必要であれば、またそういった体制で続けていくってことを考えてるところです。

また市全体、乳幼児健診全体のことは確かに個別健診ということで、全て健診になっておりますので、その良さと、あと集団でやる良さっていうところと両方あるかと思しますので、またそのあたりは医師会の先生方、また新体制としてやっぱり大きく変わってくるのであれば、きちんとした検討も必要になるかと思しますので、ちょっと今後の課題ってところで、こちらでまた受けとめさせていただければと存じます。よろしく申し上げます。

(葉石会長)

はい。

ありがとうございます。

とりあえず御承認よろしいでしょうか。

(西村委員)

どうもありがとうございました。

決める時なんていうか、勇み足みたいなことしないで欲しいなっていうだけの話で、皆でちゃんとさいたま市子ども達、親達がどうしたらいいかっていうのを考えていただいだけませんかねっていうだけの話なんでよろしく申し上げます。それだけです。

(葉石会長)

はい。

ありがとうございました。

あと、療育センターに関連して、小峯委員の名前も少し上がりましたけれど、いかがでしょうか。何かコメントいただけることありますでしょうか。

(小峯委員)

療育センターさくら草の小峯ですけれども。

そうですね、就学したら終了で以降は診ませんというにはしていません。

就学後の様子も確認し必要があれば、そのまま継続して診させていただきます。

(葉石会長)

はい、ありがとうございます。

はい、西村委員申し上げます。

(西村委員)

小峯先生はそうなんです。他の先生でバサッと切っちゃう人がいて。切るのはいいんですけど、どこか紹介先をちゃんと見つけてあげて、さくら草や何かから外れるとかはまだいいんですけど、自分でどっか行きたいところを見つけてといっても、そうそうないですよ。

小峯先生に言っても、小峯先生そんなことやらない人だからあれなんですけれど。

現実そういうことが残念ながらあるので、是非そういったところは、我々だって探すのが大変で、親がいきなり探すとなると、もっと大変なはずなので。

ぜひ、だからさいたま市としても、療育センターさくら草やひまわりはしっかりしてるのでその後、少し受け皿のようになるところをなんとか考えてほしいなと思います。

よろしく申し上げます。

(葉石会長)

はい。

ありがとうございます。

乳幼児期から学童期、時期が跨ぐようなところでの繋がりというものを、きちんと形として繋げられるようにというようなことの配慮ですね。

今回事務局で何かその辺調べて、課題だとか、そういったようなことは把握されておりますでしょうか。

(宇土委員)

いいですか。

先ほど西村先生のお話に関わっての話なんですけれども、一応決まりが県の地域育成課なんですけど、通園の方といたしましてはもちろん、学齢期の方々、流れというか、幼児期の方、小学校通う時になりましたら、もちろん通園の方は終わりになりますけれども。

引き続き、診療であるとか訓練やなんかは、行っていただけるような形の体制をとっております。

ただ、基本的にその通園の事業っていうのがまず中心にあって、そこから卒業されてそれをフォローしていくっていう形のところが大きいかと思うので、小学校3年生、4年生になってきた時からの受け皿っていうのは、やはり相当厳しいのは、先生の仰る通りで、事実なんだと思っております。

はい、以上でございます。

(葉石会長)

先ほどの学校へ入ったところでの、例えばネットワーク連携協議会等での検討であるとかですね、そういったものがしっかりと機能するということについて、保護者がよく知っているといったようなことがあるといいという話だったかと思しますので、その辺りを周知する機会というものを積極的に設けていただけたらいいかと思えます。

いかがでしょうか。

相談先についての御説明に関して他に御意見等ありますでしょうか。

はい、竹田委員お願いいたします。

(竹田委員)

はい。

埼玉県自閉症協会の竹田です。

今、西村先生のお話を聞いていて、学齢になるお子さんをお持ちの保護者の方は、やはり病院というところで、非常に困っているという現状がありますので、その辺は保護者の立場としても、西村先生が仰られたことのように、これから先のことも、さいたま市として考えていっていただければありがたいなと思っております。

それから、相談先リストの学齢期のところ。相談先ということとは直接の関係はないんですが、この図の中にある特別支援コーディネーターは各校にお1人ずつ指名されているかなと思うんですけども、保護者の方が、誰がコーディネーターをやっているかっていうこと自体を御存知ないケースが非常に多い印象があります。

例えば学校であれば、年度初めに、“何年何組の先生が誰々”のように学校だよりが恐らく出ると思います。そういったところに、コーディネーターの先生は誰々ですよって、恐らく書いてあると思うんですよっていうふうに、こちらとしてもお伝えするんですが、ありませんっていうふうに仰って、その後聞いても分からないとか、教えてもらえなかったとか、そういう話もちらほら聞くんですね。

やっぱりコーディネーターの先生の存在って非常に大きいものだと思いますので、保護者の方へのどの先生がコーディネーターをやっているのかっていうことをしっかりと分かるような形が各学校で取れないかそれを教育委員会の方からお伝えいただけたら1番いいのかなと思ったりしているところです。

すみません全然関係ないことですが、いい機会かと思ったので、お伝えさせていただきました。

以上です。

(葉石会長)

はい。

ありがとうございました。

コーディネーターについて知らないとか知らせていないようなこともあるんじゃないかという話でしたけれども、学校としてはこういったようなことについて、一貫した方針というのはあるんでしょうか。

すみません度々ですが、教育委員会から何かいただけますでしょうか。

(教育委員会)

はい。

これすみません名称なんですけど、これ特別支援教育コーディネーターになりますので、基本、校長先生が指名してってところで、校務分掌の中に位置付けられるんですけども、その御案内の仕方ってというのは、こちらとしては、コーディネーターを対象に、研修をしているので教育委員会には報告があるのでこちらでも把握しているのですが、学校としてはきちんと要覧に、例えば学校要覧作ったものに入っていたりとか、お知らせでコーディネーターですっていうのを出しているところもあると思うんですけど、全てそこがやれているかどうかって言うと、確かにちゃんとその年度当初お便りとかで周知できてない事実もあるのかなというところですよ。

(葉石会長)

これってというのはやっぱり担任の先生をいきなり飛び越えてコーディネーターの方へ話が行くってというようなことはあまり学校としては望んでいないというようなことなんかあったり、为什么呢。

(教育委員会)

調整役として入るので、後は市内の特別支援学級の方に相談が行ったりもするんですけど、一応、市内今受験が必要な浦和中と、後対象児童がいなくて小学校1校ないんですけども、他は全部、特別支援学級は、小中どの学校にも基本的にはあるので、そこに相談されたりって言う。

後、特別支援教育コーディネーターが特別支援学級の先生がやっていたりするところはまた、その相談をした時にスムーズかなと思うんですけども。

(葉石会長)

学校に相談にのってもらえるシステムがあるんだというようなことの周知自体は、やはりでも必要なのかなというようなことかと思しますので、その辺りからですかね。

はい、ありがとうございました。

他よろしいでしょうか。

はい、長谷部委員お願いいたします。

(長谷部委員)

はい、桜区障害者生活支援センターさくらとぴあの長谷部と申します。

ちょっと質問なんですけども、今までこういった御相談先の窓口として、今年度から子ども家庭総合支援拠点って言うのが、各区の支援課に設置されたって言うことをちょっと聞いたのですが、そういった役割、今までの皆のお話の総合の相談の窓口になりうるんでしょうか。

(葉石会長)

はい。

ありがとうございます。

これは、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

障害政策課ですが、そちらについての資料を持ち合わせておりませんで、障害政策課の方からお答えできないのですが、事務局の中で、どちらかお答えいただける所管ございませんか。

今、回答できないところもございますので、議事録で対応させていただくようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

子ども家庭総合支援拠点につきましては、子どもの困りごと・不安ごとに対して、幅広く支援をしている機関でございます。そのため、中には、発達に困りごとや不安ごとのある子どもの相談にのることもあり、相談窓口となることは可能です。

(葉石会長)

よろしいでしょうか。

非常に私も不勉強なせいもあるんですけども、常々その発達障害とどういったようなところに

話が繋がられて、どういったところで色んな相談が受けられるのかというようなことについて、知りたいと思っていたところは随分ありました。

今、さいたま市の発達障害者連絡協議会の方では、支援者育成のための部分、取り組みの一環として、色々な機関がどこどう繋がっているのかというようなことなんかを、色々調べたりするというような作業をして、色々私も勉強になったというところがあります。

そうすると、やっぱり保護者の方の中には、そういう情報に十分触れられていない方も恐らくいるんじゃないかというふうに思いますので、折角の資源を有効に活用していただくために、こういったようなことについての周知、整理の上での周知をですね、きちんとしていけるといいのかなというふうに改めて思いました。

それでは、その他について、後もう2つあったかと思えます。

進めていただけますでしょうか。

(事務局)

それでは、議題3「その他」2つ目、「次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートについて」御説明させていただきます。

参考資料2「さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書【速報版】」を御覧ください。

このアンケートについては、障害者総合支援計画策定のために、障害のある方や難病の方に対して3年に1度行っているものになります。

今年度は、昨年10月3日から10月31日にかけて調査を実施いたしました。委員の皆さまの中には、アンケートの配布や問い合わせ対応に御協力いただいた方もいらっしゃると思います。誠にありがとうございました。

この度、調査結果を設問ごとに集計した速報版がまとまりましたので、御報告させていただきます。

資料を1枚おめくりいただき、目次を御覧ください。

速報版の構成でございますが、1ページから104ページまでに当事者向けアンケートの結果を、105ページから最終ページまでに事業所向けアンケートの結果を掲載しています。

3ページの1. 調査の概要を御覧ください。

この中の「(4) 配布数及び回収数」を御覧ください。当事者向けアンケートについては、配布数が6,300件に対して、有効回収数は2,874件となり、回収率は45.6%となりました。令和元年度に実施した前回アンケートの回収率は46.5%でしたので、前回と比べると回答率が0.9ポイント下がった結果となっております。

調査対象ごとの回収率で見ると、発達障害は65件、32.5%となっております。

発達障害は、市として対象者の把握をしていないため、親の会である埼玉県自閉症協会様と親の会麦様に御協力いただき、会員の方に配布していただくとともに、総合療育センターひまわり学園、療育センターさくら草、こころの健康センター、特別支援教育相談センターにも配布を依頼したところでございます。

表では、配布数200件となっておりますが、これは当事者に配布した数ではなく、親の会や関係機関に配布した数となっております。したがって、発達障害の回収率は他の種別と比べて低いですが、全部が当事者に配布できたわけではないという点で、他の種別との単純比較はできませんので、御留意いただければと思います。

なお、以前から配布をお願いしておりました埼玉県自閉症協会様と親の会麦様については、さいたま市内でアンケートを配布できる会員数が減少しているとのことでしたので、アンケートの配布をお願いする数を減らしました。

そこで、療育センターや特別支援教育相談センターに配布する数を増やしましたが、子どもの発達障害を受容できている保護者ばかりとは限らないため、配布が難しいという事情があり、このような件数になったものと考えております。

続いて、表の見方についてですが、5ページの表を例として御説明したいと思います。

全ての設問について、調査対象別クロスという表と各種障害別クロスという表を掲載しています。上の調査対象別クロス表ですが、まず、一番上に全体の数字を掲載しています。

今回のアンケートで回収した回答は、全部で2,874通になります。

そして、その内訳ですが、上から7段目が発達障害者という項目になっています。

今回からアンケートを発達障害用、身体障害用等、障害種別ごとに分けることをせず1種類にし

ていますが、前回アンケートまでの調査結果と経年比較できるように、調査対象者ごとにアンケートの用紙の色を変えて送付または配布しました。

返送されたアンケートの色を確認することで、親の会や関係機関を通じて発達障害の方向けに配布したものが返ってきたアンケート、ということが分かるようになっており、その件数を記載しています。

次に、下の各種障害別クロスですが、クロス集計というのは、2つの設問をかけあわせた集計になります。

例えば、表の左側の上から3つめは、「発達障害」という項目になります。

発達障害があるかどうかを問38で聞いていますので、それとかけあわせた結果を表にしているということになります。

また、発達障害については、知的障害を伴う場合と伴わない場合でニーズや困りごとが違ってくるのではないかと考えましたので、さらに内訳を表示いたしました。

療育手帳を持っているかどうかを問5で聞いていますので、それとかけあわせた結果となっております。

この報告書は速報版になりますが、現在、最終的な報告書を作成しているところです。

最終的な報告書では、一部の設問にはなりますが、このクロス以外に年齢別や障害部位別、設問と設問をかけあわせたクロス集計の結果も掲載する予定です。

次に、結果について御報告いたします。

まず、今回のアンケートで、アンケート調査票を6種類から1種類にするという変更をしましたので、その点についての結果を御報告します。

68ページを御覧ください。

問39の表で御説明したいと思います。上の表、調査対象別クロスを御覧ください。

3年前の前回アンケートまでは、調査対象者ごとにアンケートの内容が異なっておりましたので、このように障害ごとに並べて比較することは1部の設問でしかできませんでした。

しかし、今回、アンケートを1種類に統合し、全ての調査対象者に同じ設問について回答してもらったことで、全ての設問について障害ごとの傾向が比べやすくなりました。

次に下の表を御覧ください。

全ての調査対象者に同じ設問について回答してもらったことで、今回、初めて各種障害別クロスの表を作成することができました。

発達障害に関する項目についても、今までは発達障害の方を対象者として調査票を配布し、それについて回答をした方、今回でいうと上の表の発達障害者65名からの回答しか得ることができませんでした。今回は全ての調査対象者に発達障害に関する項目を聞くことができたので、下の表の回答者数のところですが、発達障害349名の回答を集計することができました。

ただし、知的障害や精神障害との重複障害がある方からの回答が多いため、純粋に発達障害のある方全体の傾向を反映しているとは言い切れない場合があるので、注意が必要になります。

個別の結果については、お時間の都合上、全てを御説明することができませんが、かいつまんで説明させていただきます。

まず、62ページ 問35 情報を入手したり、コミュニケーションをとる上で困ることはありますか、という設問になります。

発達障害の内、療育手帳ありは「状況判断が困難なので、説明されても相手の意思や情報を正しく把握できない」が1番高い割合です。

発達障害の内、療育手帳なしは「うまく話や質問ができない、自分の思いを伝えることを控えてしまう」が1番高い割合です。

また、療育手帳あり、なしどちらも、「難しい言葉や早口で話されると分かりにくい(ゆっくり丁寧な説明がほしい)」との回答も高い割合となっております。

昨年度、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。

職員研修等を通して「自分の思いを伝えることを控えてしまう。」という障害者の現状を伝え、コミュニケーションという場面における障害者への配慮を、より一層進めていく必要があると考えております。

続きまして、65ページ 問37 あなたは大きな災害があった時にどんな支援があったらいいと思いますか、を御覧ください。

次のページの発達障害の欄では、「プライバシーが守られる避難所があること」、「避難先で障害に配慮してもらえること」、「いつも服薬している薬の確保や、緊急時の通院先など医療サービスの

確保」の割合が高くなっております。

続きまして、67ページの発達障害と診断されたことがあるかどうかを問う設問になります。

こちらは全ての調査対象者から回答を得ています。

ここで、重複障害や二次障害の傾向が分かります。

68ページから72ページまでは、発達障害と診断されたことがあると回答した方のみが回答する設問になっています。

この速報版では、他の設問と同じように、調査対象別クロスと各種障害別クロスを掲載していますが、最終的な報告書では、全体の数字と、療育手帳のあり、なしの数字のみを掲載する予定です。必要な情報だけをのせることで、この速報版よりも見やすくなると考えています。

72ページ 問42 発達支援について困っている（困っていた）ことはありますか、を御覧ください。

こちらの設問については複数回答が可能になっておりますが、「発達支援に関する情報が少ない」、「本人の成長に不安がある」、「友達との関係づくりがうまくできない」の割合が高くなっております。

次に、97ページ 問63 障害者への理解を深めるために力を入れるべきことは何だと思えますか、を御覧ください。

下の表の発達障害の欄では、複数項目がある内、「小・中学校、高校、大学等での福祉教育の充実」、「障害者差別解消法や障害者雇用促進法を市民に広く知らせ、理解してもらえるように働きかけてほしい」の割合が高くなっております。

続きまして、99ページの「ノーマライゼーション条例」の認知度になります。

残念ながら、前回調査時と同様に、各調査区分ともに「まったく知らない」との回答が高い割合となっております。

周知啓発について、より一層推進していく必要があると考えております。

以上、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート結果速報版について御説明させていただきました。

設問によっては、回答数が極端に少なく、統計的に信頼できるデータになっていないものもございますので、事務局といたしましては慎重に分析をして、来年度の次期計画策定や各事業の取組に生かしていきたいと考えております。

説明は以上となります。

どうぞ、よろしく願いいたします。

(葉石会長)

はい、ありがとうございます。

さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケートの調査結果について、かいつまんで御説明をいただきました。

何か御意見御質問はございますでしょうか。

先ほどのお話と関係するところとしては、支援に関する情報が少ないというのが多いというような回答になっておりましたので、そこと明らかに結びついているのかなというようなどこですかね。いかがでしょうか。

はい、竹田委員お願いいたします。

(竹田委員)

すみません、埼玉県自閉症協会の竹田です。

教えていただきたいのが、資料3ページの配布数及び回収数の中の、上から4番目、自立支援というのがあって、※で自立支援医療制度利用者の中、精神手帳所持者を除いたものの中から無作為抽出と書いてあるんですが、自立支援医療って、精神のほかにも更生医療とか育成医療とかもあるかなと思うんですが、これについては、どう解釈したらいいのかというのが、不勉強でよく分からないので教えていただきたいのですが、お願いできますか。

(事務局)

はい、この場合はですね、精神障害の方を対象としたアンケートを行う関係上ですね、自立支援医療は精神のクリニックであるとか、そういったところに定期的にご利用するための自立支援医療の方を対象としたアンケートとなっております。

(竹田委員)

そうすると精神通院医療の部分だけということでもよろしかったでしょうか。

(事務局)

はいその通りです。

(葉石会長)

はい、どうもありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

はい、西村委員お願いいたします。

(西村委員)

今のページ小児慢性は一体どういう病気が入っているんですか。

(葉石会長)

はい。1番下ですね。

事務局お分かりになりますか。

(事務局)

はい、事務局です。

資料が手元にはないのですが、保健所で小児慢性特定疾患の受給証の制度を利用されている方を対象として、受給証をお持ちの方の中から無作為に抽出したということになります。病名であるとか種類や数まではこちら手元に資料はないのですが、保健所で受給者証を出しているそういった疾患のあるお子さんが対象になります。

(西村委員)

まあ、だから精神関係って思っているんですね。小児慢性ってかなり広いので。

(事務局)

失礼いたしました。

小児慢性の場合はですね精神というよりはですね、難病に近いような方が対象として今回はアンケートの対象としているところです。

(西村委員)

ウエストとかレノックス・ガストーとかそういう感じですかそうすると。分からなければ結構です。分からなければいいです。

(葉石会長)

この上の(3)の対象者の数、2つ目のポツのところに書いてある内容ですかね。

指定難病医療給付制度利用者小児慢性特定疾患医療給付制度利用者の中からってということ、こういったことが分かればよろしいですか。

(西村委員)

まあ、要するにかなり慢性って広いので、ポロっと出てきたから、その辺が何ていうんですかね。

該当するような病名の人達ならいいんですけどっていうだけの話で、無作為だと何か違う人も入っていたのかな、どうなのかなって、ちょっと思ったもので、すみませんでした。

(葉石会長)

はい、ありがとうございます。

もし事務局で補足してお伝えした方がいいかなと思うようなことがありましたら、また後日、御連絡いただければと思います。

では、他はいかがでしょう。

もし、特にございませんようでしたら、こちらのアンケート結果を基にしまして、計画策定にどのように繋げていくのかというようなところですね、今後十分御検討いただければと思います。それではその他の3点目に入りたいと思います。お願いいたします。

(障害者総合支援センター)

さいたま市発達障害者支援センターの保谷と申します。

よろしく願いいたします。

一応画面、もし可能であれば画面共有させていただきたいと思うんですけどよろしいでしょうか、政策課さん。

(事務局)

すみません政策課です。

今、センターの方でも画面共有の操作ができるようになってきているかと思うんですが、いかがでしょうか。

(障害者総合支援センター)

はい。

こちら皆さんに映っておりますでしょうか。

(葉石会長)

はい。

大丈夫です。

(障害者総合支援センター)

はい。

では始めさせていただきます。

前回です私達の方から発達障害者支援センターの事業内容について御説明をさせていただきました。

今回はです御報告という形で、今年度の取り組みについて簡単に御説明させていただければと思います。

まず1点目なんですけれども、私達相談支援を行っております。

発達障害の当事者の方、御家族の方、あと支援者の方からの相談に応じて、指導や助言などを行っています。

継続来所相談は主に18歳以上の方を対象としております。

18歳未満の方に対してはですね、相談内容によって、他機関に御案内をさせていただいております。

一応相談件数としては、令和4年度の相談実人数としては676名。延べ人数としては3,129名。一応こちらの数字、12月末の数字となっています。

今の段階ですと、一応昨年度を上回る見込みではあります。

令和2年3年でちょっと数字が落ちているのは、コロナによってちょっと数字が落ちてしまった、落ちてしまったという表現がいいのかどうかよく分からないのですが、落ちてしまったというところがあります。

相談支援の内容って相談支援自体はですね、鬱病だとか、引きこもりの方、神経症の方、そういった別の診断名をついてらっしゃる方も多くて、なかなか相談内容が結構難しい。対応の困難化しているところが見られています。

相談件数としては以上になります。

2番目の発達障害に関する普及啓発について。

私達の方では普及啓発事業の一環として、講座支援を行っています。

本人向け、本人家族向け、家族向け、支援者向けの4者を対象に実施しています。

今年度はですね17回、開催を予定しております、本人向けは2回、本人家族向けが4回、家族向けが3回、支援者向け8回となっています。

支援者の方、支援先に対してはですね、市内の相談機関だったり、就労支援事業所、後は医療機関さんにも御案内をかけて、幅広く普及啓発しているところを行っています。

内容としては提示させていただいたものにはちょっと見づらいんですけども、なっています。今年度はですね、主に連続講座っていうところを意識して取り組ませていただきました。

今まで単発の講座っていうところが多かったんですけども、いくつか連続で、研修会を行うことによって理解をより深めていただくところを意図として、3回だったり、2回だったりっていうところで、連続講座というところを組ませていただきました。

続いて第3番目の学生向けキャリア形成支援事業、発達障害した社会参加事業について、学生向けキャリア形成支援事業っていうのを、私達行っておりまして、主に18歳以上の方を対象としているんですけども、やっぱり18歳以上になって、私達が関わるっていうふうになってくると、どうしても精神疾患とか引きこもりの方、結構2次障害の方々で困ってらっしゃる方が、多くいらっしゃるの、何とかその前に、支援ができないかというところで、まず高校生年代っていうところをターゲットとして学生向けキャリア形成支援事業というのを行っています。

主にこちらとしては講座支援という形で事業を展開しています。

講座の一覧としては、記載しているものにはなるんですけども、こちら支援者、御本人、御家族というふうに分けて開催しています。

ちなみに葉石先生にも、私達の方の事業の講座を今年度お願いさせていただいて実施しました。

後、発達障害者社会参加事業につきましては、発達障害の社会からの孤立化を防ぎ、その人らしい社会参加や就労第一歩として、当センターの利用者を対象に業務委託によって居場所や日中活動、体験の場の提供を行っています。

今年度は事業所をちょっと変更させていただいたんですけども、新しい事業所さんとしてなったんですけども、私達のセンターと連携しながら、利用者の特性に沿った支援を取り組んでいます。

説明会とか内覧会っていうのを行いまして、現在利用されている方にもスムーズに移行できるように取り組まさせていただきました。

こちら利用者の方の御意見を伺いますと、審査の方が優しいとか、私達の特性に対して配慮してくださるといった肯定的な意見をいただいております。

また来年度も、利用者の方に、利用しやすいように取り組んで参りたいと考えております。

4番目ですね、発達障害者支援連絡協議会。こちらの協議会とちょっと名前が似ているんですけども、医療、保健、福祉、教育及び労働等の各機関を代表する実務者同士が集い、発達障害児者支援の現状について共有を図り、地域支援体制の構築と生涯にわたる切れ目のない支援を提供していくことを目的に協議会を開いております。こちらの協議会ですね、葉石先生に会長を務めていただいております。

今年度はですね昨年度に引き続き、支援者の育成に重点を当てて、支援者のための模擬事例集を会員の皆さまと作成しました。

一応今年度末には完成できる見込みとなっています。

ただですね、今回の模擬事例集っていうのが試験版としての作成のため、まず委員会メンバーのみに配布して、所属内で新任新人職員の方の支援に役立てていただくことを考えています。

最後に、こちら御報告というか御案内になります。

皆さんもう御存知の方が多いと思うんですけども、4月2日は世界自閉症啓発で、及び4月2日から8日までは発達障害啓発週間として、発達障害の啓発に取り組む期間となっています。

各自治体色々ライトアップとか啓発イベントを行っているんですけども、センターとしても、啓発パンフレットとか、クリアファイル等を、市民の皆さまとか関係機関に配布しておりますので、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

また当センターとしても、ライトアップの実施とか啓発についての説明をイラストつきで掲示しておりますので、もしセンターの近くを通った際に御覧いただくと幸いです。

簡単にはなりますが私達の御報告としては以上になります。

(葉石会長)

はい、ありがとうございます。さいたま市発達障害者支援センターから事業報告をいただきました。何か御意見・御質問などございますでしょうか。

御質問等ございますでしょうか。

先ほど、相談件数がコロナ禍による減少というところもあるということでしたが、今後丁度今日あたりからマスクが自由になるとか、社会の活動自体も活発化していくことになるかと思っております。こういったところへの相談というのも活発化してくることになるかと思っておりますので、先ほど対応の困難化といったところが課題に上がっているという話もありましたが、円滑な相談事業等を進めて

いただけるよう期待しております。

それでは、その他について以上となります。

事務局の他に、その他として御意見・御報告などある委員いらっしゃいますでしょうか。

小島委員ですかね。

お願いいたします。

音声ミュートになっていると思います。

(小島委員)

埼玉親の会麦の小島です。

よろしく申し上げます。

話を戻してしまっして申し訳ないんですが、潤いファイルのことなんですけれども、18歳以上の相談の方へ、発達障害者支援センターから成人版の潤いファイルを今まで、御希望があれば配布していたと思うんですけれども、今回新しい潤いファイルに成人版が追加されましたけれども、今後2つの扱いはどうなるんでしょうか、伺いたいと思います。

(葉石会長)

はい。

ありがとうございます。

事務局お願いいたします。

(事務局)

はい、事務局です。

既存の成人版と、今回幼少期から成人まで使える、2パターンあるところなんですけれども、どちらを使ってというような決まった御案内というよりはですねそれぞれの方のお困りに応じて使いやすい方を使っていただくということが、いいのかなと思っています。

以上です。

(小島委員)

はい。

分かりました。

両方存在していく、ということでよろしいですね。

分かりました。

(葉石会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい。

竹田委員お願いいたします。

(竹田委員)

埼玉県自閉症協会の竹田です。

先ほど、発達障害者支援センターの方の方から、世界自閉症啓発デー、それから発達障害啓発週間ということで御報告いただいておりますが、障害政策課さんの方にも御協力いただき、今年からJRさいたま新都心駅改札出てすぐ前の大型ビジョンで、啓発の画像を写していただいております。

これについて心から感謝を申し上げたいと思ひまして、すみません関係なかったんですが、手を挙げさせていただきました。

本当にありがとうございます。

大きな啓発になると思っています。

ありがとうございます。

以上です。

(葉石会長)

はい。

ありがとうございます。
新都心駅の方でも啓発デーに関する大型ビジョンを利用した広報を行っているということですね。
他はいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
そうしましたら、決められた議事については以上となりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

3 閉 会

(事務局)

はい、事務局でございます。
本日は、長時間にわたり貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。
また、委員の皆さま方の任期につきましては、この3月末をもって満了となります。公私ともにお忙しい中、2年間にわたり御尽力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。
この2年間、委員の皆さまには、本市の発達障害者支援体制について、大変熱心に御協議いただき、数多くの貴重な御意見をいただきました。皆さまからいただいた御意見を真摯に受け止め、今後も本市の発達障害者に対する支援体制の整備とその情報共有、関係機関との連携強化に努めてまいりたいと考えております。
委員の皆さまにおかれましては、引き続き、本市の発達障害者福祉施策の推進にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。
なお、令和5年度第1回さいたま市発達障害者支援地域協議会につきましては、令和5年7月13日木曜日15時～の開催を予定しております。新たに委員を御薦いただくことになろうかと思いますが、引き続きお願いする委員の皆さまにおかれましては、来年度もよろしく願いいたします。
それでは、以上をもちまして、「令和4年度第2回さいたま市発達障害者支援地域協議会」を閉会させていただきます。
委員の皆さまには、この2年間、会の進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。これで終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。